

## 住民監査請求の監査結果

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項の規定に基づき、長久手市職員措置請求書（以下「請求書」という。）が提出され、法第２４２条第５項の規定により監査を実施した。

### 第１ 請求書の收受

#### １ 請求人

住所

氏名

#### ２ 請求書の提出日

令和８年５月１２日

#### ３ 請求の要旨

請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面及び陳述から、請求の要旨を次のように理解した。

##### (1) 監査対象とすべき行為等

ア 市が作成した「事業収支計画」における造成費等の計上額１５３，２１５，０００円は、道路法第５８条の原因者負担に基づき開発事業者負担にすべき整備費用であるから、旧香流苑跡地の上川原１番５他を購入する民間事業者が負担すべき支出である（以下「請求の要旨(1)ア」という。）。

イ 市が作成した「概算工事費総括表」及び「変更区域図」等に基づき、市が特定の事業者のために先行して発注・実施した拡幅工事に関する設計・測量等の支出分も請求の要旨(1)アと同様に民間事業者が負担すべき支出である（以下「請求の要旨(1)イ」という。）。

ウ 市が作成した公文書８長企第３５号及び令和８年５月８日付け企画政策課からの回答メールにより「道路法第５８条は、

破損の修繕に限定される」と虚偽の回答を行い、原因者負担の適用を意図的に回避した。(以下「請求の要旨(1)ウ」という。)

## (2) 措置請求

ア 旧香流苑跡地周辺道路整備に関する一切の工事発注及び予算執行の即時停止を求める。

イ 道路法第58条に基づく原因者負担金を徴収せず、約1.5億円の造成・道路整備費を市費負担とした決定プロセスの違法・不当性の認定を求める。

ウ 不当な支出、支出予定の造成費、設計費等の工事費全額を道路法第58条の原因者にあたる事業者負担・返還させるよう求める。

エ 虚偽の法令解釈に基づき公文書を作成し、支出を隠蔽・主導した関係職員への責任追及を求める。

## 第2 要件審査

令和8年5月12日に請求書が提出されたため、要件審査を行ったところ、一部不備が認められた。その後、請求人に補正を求めたところ、請求人による補正がされたため、法第242条の要件を満たしているものと認め、令和8年5月29日付けで請求の受理を決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和8年6月25日に証拠の提出と陳述の機会を与えた。

請求人は、令和8年6月25日に請求書に基づき、陳述を行った。

### 2 監査対象部局

長久手市建設部土木課及び市長公室企画政策課

### 3 監査の方法

監査に当たっては、対象部局から提出された関係書類の調査を行うとともに、令和8年6月25日に建設部土木課長、同課課長補佐、市長公室次長兼企画政策課長及び同課企画調整係長に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係職員調査を行った。

## 第4 事実関係の確認

関係書類調査及び関係職員調査により確認した事項は、次のとおりである。

### 1 旧香流苑跡地周辺の道路拡幅事業（市道中川原段ノ上1号線外道路拡幅事業）について

#### (1) 事業目的について

市道中川原段ノ上1号線外道路拡幅事業（以下「本件事業」という。）は、市が道路管理者として管理する道路法上の道路が対象となっており、市道としての機能向上、通学路としての歩道整備、交通安全の確保、将来の公園整備による不特定多数の交通需要への対応及び河川管理用道路としての維持管理機能の確保等を目的として実施するものであった。

#### (2) 事業収支計画153, 215, 000円について

請求人から証拠書類として提出された事業収支計画は、不動産鑑定士が作成した不動産鑑定評価書に記載された資料であった。事業収支計画の予想支出に計上されている造成費等の153, 215, 000円は、評価対象地を開発する場合を想定し、その際に必要となる費用及び収益を仮定して土地価格を算定する開発法による評価手法で用いられた数値であった。想定した内容としては、開発エリア内の宅地分譲による造成費用や道路整備費用等として算定された金額である。

(3) 市有地売却に伴うサウンディング調査について

第1回サウンディング調査では、質問事項の中に道路拡幅に係る承認工事の内容が記載されていた。早期に収益化したい事業者であれば、道路拡幅を含めた開発工事を行う選択肢もあるとの説明であったが、結果として市が道路拡幅工事を行うことになった。これに伴い、第2回サウンディング調査では、公募型プロポーザルの公募条件として、道路の拡幅を前提とした内容であった。

(4) 市有地売却に伴うサウンディング調査から公募型プロポーザルまでの流れについて

ア 第1回サウンディング調査について

サウンディング調査は、公募要件を決めるにあたって民間事業者に意見をいただくものであった。埋設物の処理など決まっている前提条件をもとに、どういう土地利用をしたいかなどを聞く調査である。

募集期間 令和6年9月27日から令和6年11月30日

参加業者 4社

イ 不動産鑑定評価について

委託期間 令和7年5月30日から令和7年7月31日

ウ 第2回サウンディング調査について

募集期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日

参加業者 3社

エ 財産評価審査会について

開催日 令和7年8月28日

オ 公募型プロポーザルについて

実施要領の公表 令和7年11月12日

参加申込書提出期間 令和7年11月13日から

令和7年12月11日

(5) 概算工事費総括表について

令和８年度予算に計上した事業費の根拠資料であることが判明した。

第５ 監査の結果

法第２４２条第１項は、住民監査請求に関して当該普通地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行の事実があると認めるときは、当該行為によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることと規定している。すなわち、住民監査請求は、財務会計上の行為に違法若しくは不当な行為があると認められるときに提起することができるものである。

そこで請求の要旨(1)アについて、１５３，２１５，０００円は、不動産鑑定士が作成した不動産鑑定評価書において、評価対象地を開発する場合を想定し、その際に必要となる費用や収益を仮定して土地価格を算定する開発法による評価手法で用いた数字であった。想定した内容としては、開発エリア内の宅地分譲による造成費用や道路整備費用等として算定された金額であり、請求人が主張する本件事業の工事費用には当たらず、問題は無いと判断されるため、棄却する。

請求の要旨(1)イについて、概算工事費総括表は、令和８年度予算に計上した事業費の根拠資料であることが判明したものの、現時点で財務会計上の行為は、確認できなかった。

請求人からの主張では、市が特定の事業者のために先行して発注・実施した本件事業に関する設計・測量等の既支出分及び今後の予定総額を含む全費用の正確な支出金額は、市が所有する契約関係書類により明白であるため、１５３，２１５，０００円の造成費等の内数であるか、別途支出であるかを問わず、その金額を違法支出とみなすとされている。

一方で、本件事業は、市が道路管理者として管理する道路法上の道路が対象となっており、市道としての機能向上、通学路としての歩道整備、交通安全の確保、将来の公園整備による不特定多数の交通需要への対応及び河川管理用道路としての維持管理機能の確保等の道路管理行政上の必要があるとして実施されているものであり、特定の事業者への便宜供与とはいえない。

また、サウンディング調査から公募型プロポーザルに至るまで、特定の事業者に対してのみに行われたものではなかった。その後、不動産鑑定書の設定では、街路条件「幅員 9 m アスファルト舗装の市道に接面」として評価されていたが、前述のとおり本件事業による事業目的に沿って行うものであるため、市で拡幅工事が進められていることは、特に問題がないものであった。

このことから、本件事業による工事は、道路管理行政上、市が公益のため必要があるとして実施する工事であり、特定の事業者が当該工事的必要性を生じさせたものではない。よって、特定の事業者「事業収支計画」における造成費等の計上額 1 5 3 , 2 1 5 , 0 0 0 円を負担させるべきとはいえない。

また、請求の要旨(1)イに関する支出は、金額不詳のため請求人に証拠の確認をするも不明とのことであった。よって、法第 2 4 2 条第 1 項に「これらを証する書面を添え」と記載されているが、これに該当する事実証明書がないため、その部分は却下とする。

なお、請求の要旨(1)ウについて、市が作成した公文書 8 長企第 3 5 号及び令和 8 年 5 月 8 日付け企画政策課からの回答メールでは、「道路法第 5 8 条は破損の修繕に限定される」と虚偽の回答を行い、原因者負担の適用を意図的に回避したと記載されているが、前述の理由から、財務会計上の違法・不当な行為ではないため、却下とする。

この事業に限らず、市が事業を進めていく際には、市民への丁寧な説明を心がけるように努めること。

したがって、市に損害はなく、違法若しくは不当な点はなかったため、請求人の主張には理由がないものと判断する。